

（１）大学・学科の設置理念

①大学

東京外国語大学の設置理念は、「世界の言語とそれを基底とする文化一般につき、理論と実際にかわり研究教授し、国際的な活動をするために必要な高い教養を与え、言語を通して世界の諸地域に関する理解を深めること」（学則第1条）にある。

②学科等（認定を受けようとする学科等のみ）

本学の設置理念を踏まえて、大学院総合国際学研究科は、「地球社会と世界諸地域の言語・文化・社会を対象とする専門研究及び領域横断的・総合的な研究を深めるとともに、その知見をもって、多言語を運用し国際社会に寄与する実践的知識と技法を修得し、世界に活躍することのできる創造的かつ先端的な人材を育成すること」（大学院学則第3条の2）を目的とし、博士前期課程は、「広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な能力を養うこと」（大学院学則第5条）を目的として、設置されている。

大学院総合国際学研究科博士前期課程国際日本専攻

今回、認定を受けようとする国際日本専攻は、「世界の諸言語の中の日本語、世界の中での日本文化と日本社会を、比較の視座をもって研究し、日本についての客観的な視座をもつ人材を養成する。また、それにより、優れた日本研究者、日本や世界で活躍する日本語教育者、日本社会を真に理解し、母語または外国語として高度な日本語を操る高度職業人を社会に送り出す」（大学院学則第7条第1項第1号イ）ことを目的として、設置されている。

（２）教員養成の目標・計画

①大学

東京外国語大学の設置理念を踏まえて、本学は、世界諸地域の言語の運用能力を持ち、その文化・社会に対する的確な知識・知見に基づき、学際的応用力を備える人材を養成するために、その背景知となる言語学・文学をはじめとする人文諸科学、地域理解・異文化理解のために不可欠な地域史と地域事情、さらにその基盤となる政治、経済、社会に関する社会諸科学の充実したカリキュラムを擁している。加えて、「日本」に焦点をあて、総合的、かつ比較の視座に立って、日本社会、日本経済・政治、日本文学・文化、日本語学などを総合的に学ぶことができる教育課程を備えている。

上記の教育課程により、高度な言語運用能力、コミュニケーション力、多文化社会理解力、行動力・発信力の涵養を図っている。これらの力は、多言語多文化化する日本社会の各所で求められるものであるが、社会の縮図ともいえる日本の中学校、高等学校においては特に不可欠である。東京外国語大学は、各教科において、多文化理解力をもつ教員の養成を理念とする。

②学科等（認定を受けようとする学科等のみ）

本学の教員養成の理念を踏まえて、大学院総合国際学研究科は、世界諸地域の言語・文化・社会を複合的・総合的に捉える専門的知識と高度な研究能力をもつ研究者、地球社会化時代にふさわしい双方向のコミュニケーション力、コーディネーション力、コンフリクトへの耐性を備えた多言語グローバル人材の養成に資する教育課程を備えている。具体的には、文学、言語学、歴史学や地域研究、国際関係論、開発経済学、国際政治学などの研究遂行能力を備え、文化・社会に

対する的確な知識や、世界の大きな流れを俯瞰できる総合的な知見を有する人材や、日本のプレゼンス向上に資する国際的な視座からの日本研究の推進と、各国の教育現場への優秀な日本語教育人の養成を目標としている。高度な研究遂行能力に加えて、「①大学」で述べたように、教育現場で求められる多文化理解力を有した教員の養成を理念としている。

大学院総合国際学研究科博士前期課程国際日本専攻

国際日本専攻は、日本語学分野、日本語教育学分野、日本語文学・文化研究分野、日本社会研究分野の各領域の専門知識を修得することができる教育課程を備えている。本専攻の特徴は、比較の視点から、日本についての客観的な視座をもつ人材の養成に注力しており、これまでに優れた日本研究者や、日本や世界で活躍する日本語教育者等、日本社会を真に理解し、母語または外国語として高度な日本語を操る高度職業人を社会に送り出している。

教員養成に関し、本専攻は、上記のとおり、国語の専修免許状を得させるための教育課程を有しており、多言語多文化化し、様々なルーツをもつ人々が共存する日本社会の現状に対応し、実践的な課題を多角的に捉え、解決することできる専修免許状を有する国語教師の育成を目標としている。

なお、国際日本専攻には、国際日本コース及び日本語教育リカレントコース（10月入学）が設置されており、特に後者は、海外での日本語教育歴をもつ日本語教育者を対象とした1年間で修了できるコースである。履修する授業科目等は、両コース共に共通であるが、日本語教育歴を有する学生が在籍しており、授業等での交流を通じて、教育実践の問題や課題について議論を深め、解決能力の涵養を目指している。

（3）認定を受けようとする課程の設置趣旨（学科等ごとに校種・免許教科別に記載）

大学院総合国際学研究科博士前期課程国際日本専攻

大学院総合国際学研究科博士前期課程国際日本専攻に、中学校教諭専修免許状（国語）・高等学校教諭専修免許状（国語）を取得できる教員養成課程を設ける。

< 中学校教諭専修免許状（国語）・高等学校教諭専修免許状（国語） >

国際日本専攻に国語の専修免許状の教員養成課程を設置することの意味は、「世界の諸言語の中の日本語、世界の中での日本文化と日本社会を、比較の視座をもって研究し、日本についての客観的な視座をもつ人材を養成する。また、それにより、優れた日本研究者、日本や世界で活躍する日本語教育者、日本社会を真に理解し、母語または外国語として高度な日本語を操る高度職業人を社会に送り出す」（大学院学則第7条第1項第1号イ）という設置理念に関わって、世界の諸言語の中の日本語、世界の諸文化の中の日本文化を教育し、また多文化共生に寄与する高いコミュニケーション能力を有する優れた教員を養成することにある。

本専攻では、国語（日本語）への理解を育む徹底した教育と異文化理解の視点を涵養する教育を行っており、このことにより、高度な専門性のみならず、国際社会の一員として必要な異文化理解の視点を有した教員としての資質を十分に養うことができる。

博士前期課程は、国際日本専攻を含む現行の専攻に改組（平成28年度）される以前の旧専攻（言語文化専攻）においては、国語の専修免許状の教員養成課程を有し、多くの修了者が全国の中学校・高等学校の国語教員として就業してきた。その中にはわが国における国語教育の中心的存在となって活躍している者も少なくない。本専攻は、その伝統を引き継ぎ、さらに日本語教育者や留学生との共学で培われた多文化理解力・協働力、さらに日本語を母語としない人々への日

本語力アセスメントの技術を活かし活躍出来る人材を育成しており、社会的期待に十分に答えることができる。

指導的な教師として、あるべき行動や規範を生徒に示すために必要な資質を育成する方針である。

様式第7号イ

I. 教職課程の運営に係る全学的組織及び各学科等の組織の状況

(1) 各組織の概要

①

組織名称：	東京外国語大学学部及び大学院総合国際学研究科教職課程運営委員会
目的：	東京外国語大学における教職課程カリキュラムの適切な編成・実施及びその改善・充実を図り、教職課程の運営や教職指導を責任を持って行うため、教職課程運営委員会を置く。
責任者：	副学長
構成員（役職・人数）：	・学長が指名する副学長 1 名 ・副学部長 3 名 ・教職に関する科目担当の大学院総合国際学研究院教員 4 名 ・英語の教科に関する科目担当から選出された大学院総合国際学研究院教員 1 名 ・国語の教科に関する科目担当から選出された大学院国際日本学研究院教員 1 名 ・社会・地理歴史の教科に関する科目担当から選出された大学院総合国際学研究院教員 1 名 ・学長が指名する者若干名（英語以外の外国語の教科に関連する科目担当・大学院専修免許状関係担当）
運営方法：	開催頻度：年 6 ～ 7 回 議事・教職課程カリキュラム編成、教育実習校の調整、指導体制等、介護等体験の事前指導の実施、その他教職課程に運営全般

②

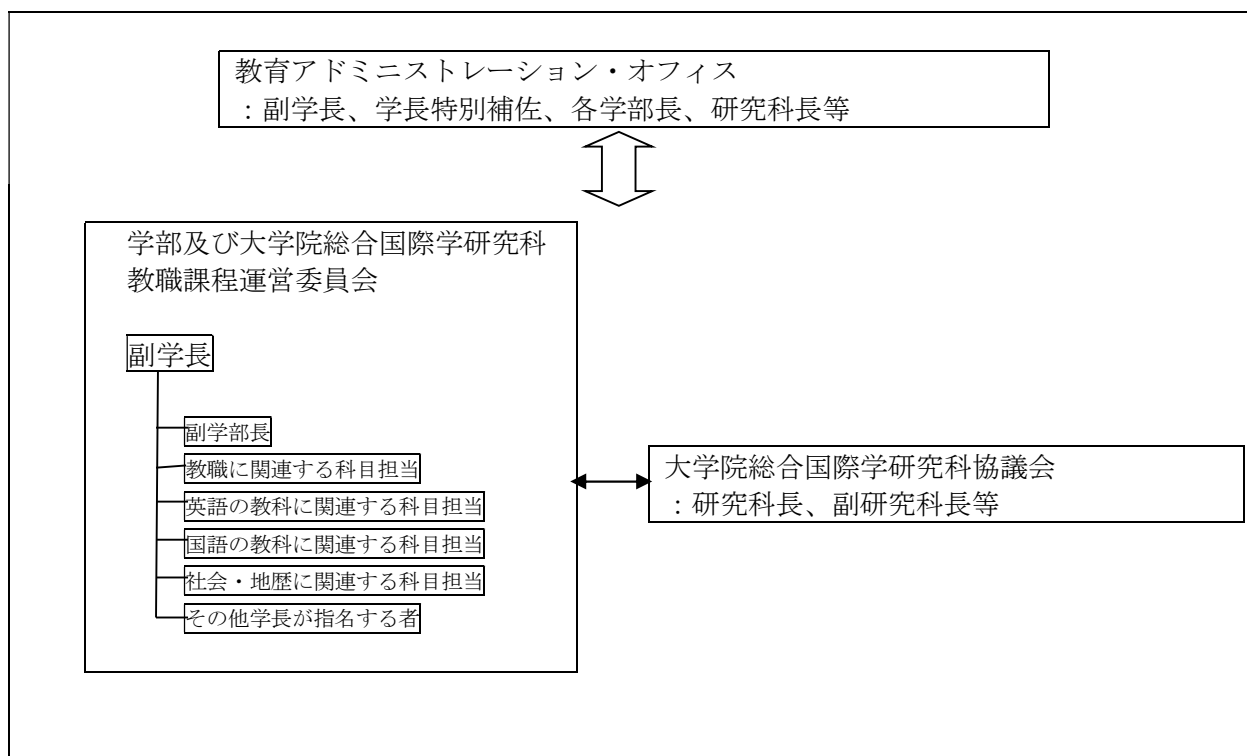
組織名称：	東京外国語大学大学院総合国際学研究科協議会
目的：	総合国際学研究科の教務関係、カリキュラム関係、教職課程関係の円滑な運営を図る。
責任者：	副研究科長
構成員（役職・人数）：	・研究科長 ・研究科長代理 ・副研究科長 2 名 ・博士後期課程各専攻長 3 名 ・博士前期課程各コース長 5 名 ・博士後期課程各専攻担当の委員 2 名 ・博士前期課程世界言語社会専攻言語文化コース、国際社会コース及び国際日本専攻国際日本コース担当の委員 3 名 ・研究科を兼担しているアジア・アフリカ言語文化研究所の教員から選出の委員 1 名 ・研究科長の指名する委員 若干名
運営方法：	開催頻度：年 12 回程度 議事・教務全般（教職も含む）、カリキュラム編成に関すること

様式第7号イ

③

組織名称：	東京外国語大学総合戦略会議教育アドミニストレーション・オフィス
目的：	教育の質の保証や入試をはじめとした教育に関わる戦略を策定し推進するとともに、教育課程の充実を図り教育の質を保証する。
責任者：	副学長
構成員（役職・人数）：	・副学長 ・学長特別補佐 ・大学院総合国際学研究科長 ・言語文化学部長 ・国際社会学部長 ・国際日本学部長 ・言語文化学部副学部長 ・国際社会学部副学部長 ・国際日本学部副学部長 ・教務課長 ・学生課長 ・入試課長 ・留学生課長
運営方法：	開催頻度：年12回程度 議事・大学における教務全般（教職も含む）等の戦略・方針に関すること

(2) (1) で記載した個々の組織の関係図



様式第7号イ

Ⅱ. 都道府県及び市区町村教育委員会、学校、地域社会等との連携、協力に関する取組

(1) 教育委員会との人事交流・学校現場の意見聴取等

- ・東京都教育委員会との連携による東京都内公立学校での教育実習、また、東京都特別支援学校に介護等体験の受入を依頼し、学生の派遣を調整している。

(2) 学校現場における体験活動・ボランティア活動等

取組名称： 外国につながるのある児童への学習支援活動

連携先との調整方法： 本学ボランティア活動スペースが調整にあたる。

具体的な内容： 東京都内の小中学校に通う外国につながるのある児童に対して学習支援等を行なう。

自治体の担当者と協力し、当該児童が日本語環境に慣れ親しみ、学校生活を円滑に送れるように支援する。

Ⅲ. 教職指導の状況

教育実習関係

・第1年次4月に、新入生向け教職課程説明会を実施している。4年間の履修方法等を明記した「教職ガイド」を配布し、本資料に準拠して、教育職員免許状の取得方法、教職課程登録制、単位の修得方法、履修カルテ等、教職課程の概要について説明する。また個別の履修相談にも対応している。履修希望学生は後日、学務情報システムを通じて、教職課程に登録する。

・第3年次5月に、第4年次に教育実習を希望する学生に対し、第3年次学生向け教育実習説明会を実施している。教育実習の概要、教育実習の参加条件、前年度中に必要な手続きについて説明し、希望学生に「教育実習参加意思確認調書」を配布する。学生は、教育実習校より実習受入れの内諾を得られた後、「教育実習参加意思確認調書」に記入し、教務課に提出する。教務課は、実習希望学生から提出のあった「教育実習参加意思確認調書」に基づき、実習生受入れの依頼状を実習校に送付する。実習校から大学に内諾書が返送されてきたら、内諾書の写しを学生に渡す。これを以って、教育実習前年度の学生の手続きは終了となる。

・第4年次4月の教育実習事前指導の初回授業時に、当該年度に教育実習を行う学生に対し、教育実習実施学生向け教育実習説明会を実施している。教育実習参加にあたり必要な書類を配布し、事務より事務手続きについて、教員より事前指導・実習・事後指導の内容について説明する。

介護等体験関係

・介護等体験は、第2年次から参加できることとしており、事前学修として「教育の基礎的理解に関する科目等」の「特別支援教育」（1単位）を前年度までに単位修得することを参加の条件としている。

・例年6月に、介護等体験参加施設が確定した学生に対し、介護等体験参加前説明会を実施している。介護等体験参加に当たっての心構え、事務手続きについての説明を行う。